第一 審査請求

二人以上の審理員を指名する場合には、そのうち一人を事務を総括する者として指定するものとする

とともに、 審理員が行政不服審査法 (以下「法」という。) 第九条第二項各号のいずれかに該当するこ

ととなったときは、 その指名を取り消さなければならないものとすること。 (第一条関係

法第九条第三項に規定する場合の第一の規定の読替え等について定めること。 (第二条関係)

三 代表者等 の資格は、 書 面 で証 明しなければならないものとするとともに、 審査 請求 人等は、 代表者等

が その資格を失ったときは審査庁等に届 け 出 なけ ればならないものとすること。 (第三条関係)

兀 審 査 請求 書 1の提出 [通数、 送付の方式等について定めること。 (第四条及び第五条関 係

五 弁明書、 反論_· 書及び意見書の提出通数、 送付の方式等について定めること。 (第六条及び第七条関係)

六 \Box 頭 意見陳述 0 期日における審理は、 映像等の送受信による通話の方法によって行うことができるも

のとすること。(第八条関係)

七 法第三十七条第二項の規定による意見の聴取を行う場合には、 通話者及び通話先の場所の確認をしな

ければならないものとすること。(第九条関係)

八 法第三十 -八条第 項の規定による交付の求めの方式及び交付の方法並びに同 条第四項の 規定により納

付しなければならない手数料 の額及び納付の方法について定めること。 (第十条から第十 四条まで関係

九 事件記録の具体的内容を定めること。 (第十五条関係)

+

審理員は、

審理

員意見書を提出するときは、

法第十三条第一項の許可に関する書類その他の総務省令

で定める書類を審査庁に提出しなければならないものとすること。 (第十六条関係

十 一 法第四十三条第一 項 第 号及び第二号の規定により行政不服審査会等 0 諮問 が不要となる法第九

条第 項各号に掲げる機関又は地方公共団体の議会に類するものを定めること。 (第十七条関

第二 再調査の請求

第一の三、 六等の規定は、 再調 査 の請求について準用するものとし、この場合における読替えについて

定めること。(第十八条関係)

第三 再審査請求

第一 十一等を除く。) の規定は、 再審査請求について準用するものとし、 この場合における読替

え等について定めること。(第十九条関係)

第四 行政不服審査会

法第七十二条第一 項の合議体における議決方法等について定めること。 (第二十条関係

行政不服審査会は、 調査審議の手続を併合又は分離することができるものとし、これらを行ったとき

は、 審理関係人にその旨を通知しなければならないものとすること。(第二十一条関係)

三 第一の六及び八の規定は、 行政不服審査会における調査審議 の手続に準用するものとし、 この場合に

おける読替えについて定めること。 (第二十二条及び第二十三条関係

兀 行 政 不服 審査会の 事 務局長及び内部組織について定めること。 (第二十四条条関係)

五. この 政令に定めるもののほ か、 行政不服審査会の 調 查審 議 の手続に関し必要な事項は、 会長が審査会

に諮って定めるものとすること。(第二十五条条関係)

第五 その他

第一の四 の一部の規定は、 法第八十三条第一項の不服申立書について準用するものとするとともに、

必要な読替え等について定めること。(第二十六条関係)

二 この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の実施のために必要な手続その他の事項は、 総務省令

で定めるものとすること。 (第二十七条関係)

三 この政令は、法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行するものとすること。 (附則関係)